

新型コロナウイルス感染症等緊急支援給付金交付事業
等における対象外事業者への誤給付について

令和3年11月4日

郡山市産業観光部
産業政策課 担当：石澤 哲夫
TEL：924-2251
観光課 担当：柳沼 貴世
TEL：924-2621
郡山市税務部
収納課 担当：影山 晃正
TEL：924-2101

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、売上減少等の影響を受けた事業者に対する緊急支援給付金等について、誤って対象外事業者へ給付したことが判明しましたので報告します。

1 該当事業及び誤給付の内容

事業名	新型コロナウイルス感染症等緊急支援給付金（第1弾）	郡山市ふくしま感染症防止対策認定店応援金
担当課	産業観光部 産業政策課	産業観光部 観光課
補助内容	新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を受け、売上が減少した事業者の継続を図るため、家賃や水道光熱費等の固定費を支援する。	福島県が実施する「ふくしま感染防止対策認定制度」の認定を受けた飲食店などに応援金を給付する。
給付額	1事業者 10～40万円 ※売上減少率、賃借物件有無等による	認定ステッカー交付 1件あたり10万円
給付条件	(抜粋) 市税等を滞納していないこと	
対象外給付内容	2名 合計60万円	1名 10万円
支給日	8月27日及び10月12日	10月1日

2 経緯 給付申請に基づき、収納課に市税等の納付状況を照会したところ、「滞納なし」との回答を受け、産業政策課及び観光課にて給付金等を交付した。

その後、新型コロナウイルス感染症等緊急支援給付金第2弾の実施に伴い、10月14日にA事業者から給付金等交付申請を受領し、改めて市税等の納付状況を照会したところ、滞納の事実が確認された。このため、他滞納者についても再度確認したところ、B事業者へも同様に給付していたことが判明した。

3 原因 産業政策課、観光課からの照会に対し、収納課において、上記2者（1者が、給付金と応援金の両方の支給を受けている。）の令和2年度に決定した「滞納処分執行停止」分の未納額の確認が漏れたため。

4 対応 申請者に給付の条件を満たしていないことを説明するとともに、補助金の返還をお願いする。

5 再発防止策 市税等の納付状況の確認事務について、誤りが発生した原因を分析するとともに、今後、同様の事例が発生しないよう収納課内の全職員に対する注意喚起・指導と併せて、情報共有・相互確認を徹底してまいります。